

秘密情報の管理と秘密保持契約について

産学連携・知的財産本部
知的財産アドバイザー
特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

近年、大学は教育と研究という従来の基本使命に加え、「知の創造拠点」としての役割が求められており、本学においてもその成果である知的財産を広く社会や産業界で活用すべく産学連携を推進しているところです。

ところで、産学連携による受託研究や共同研究などにおいては、秘密情報の管理に細心の注意が必要です。たとえば、研究情報の交換や打ち合わせなどを通じて、相手方の企業秘密、ノウハウ等に接する機会が出てきます。かかる共同研究などに関わっている研究者が外部に秘密情報を漏らした場合、相手企業に重大な損害を与える可能性があります。また、研究途上の内容が漏洩すると特許出願などで支障が出てきます。

秘密保持が求められるケースは多岐にわたりますが、相手方から開示を受け、また、知得した情報については、一定期間秘密保持をすることは当然ですが、共同研究の成果についても秘密保持が必要になることは言うまでもありません。また、逆に、先生方の研究・開発に係る秘密情報を産学連携の場や試作品の作成依頼時に開示する場合には、相手方に秘密保持を求めることが必要になります。

かかる秘密情報を管理し漏洩を防止するため、秘密保持契約書（NDA）を締結することが通常行われています。秘密保持契約書は、本学にもひな形があり定型化されたものとなっていますが、締結に際しては内容を十分に理解し、きちんとチェックの上締結することが肝要です。以下、秘密保持契約の主な条項とそのポイントについて簡単に説明致します。

1 秘密情報の範囲

当事者の秘密保持義務を課す情報の範囲を定める条項です。秘密情報とみなされるためには、「秘密である旨の表示がなされている資料に記載されているもの」に限られるのが一般的です。たとえば、「マル秘」や「CONFIDENTIAL」等と明示したものが該当致します。

2 秘密保持義務と目的外使用の禁止

秘密保持契約における一番重要な条項であり、秘密情報を相手方の同意なく第三者に開示（漏洩）しないことを規定したものです。また、情報を開示された目的のみに使用し、他に流用しないことを併せて規定することが一般的です。

3 成果物（発明等）の取扱い

開示された情報に基づいて発明、考案、意匠等の創作がなされた場合の取扱いについて規定したものです。後から問題になりやすい権利の帰属関係につき予め定めておくことが

必要です。

4 有効期限

契約の有効期間は、秘密情報の内容や開示する目的などに合わせ適宜設定されますが、契約期間が終了した後も、一定期間は秘密保持義務が存続するというのが一般的です。

契約期間は1年以内、契約終了後の秘密保持義務の存続期間は1年から5年程度と定められる例が多いようです。

繰り返しになりますが、秘密情報の漏洩は、産学連携企業に損害を与えるだけでなく、大学の社会的な信用を失墜させることにもなりかねません。先生方には、原則として秘密保持契約を結び、研究にかかわる関係者に秘密保持の意味を十分説明し、秘密情報の管理を徹底して頂くようお願い致します。

(2014年9月)